

危険物施設の長期使用に係る調査検討会における検討の進め方について

1 一般的な検討会の進め方について

危険物施設の長期使用に係る調査検討会では、危険物施設が長期間使用されることを前提として、必要な安全対策を図 1 のとおり検討する。

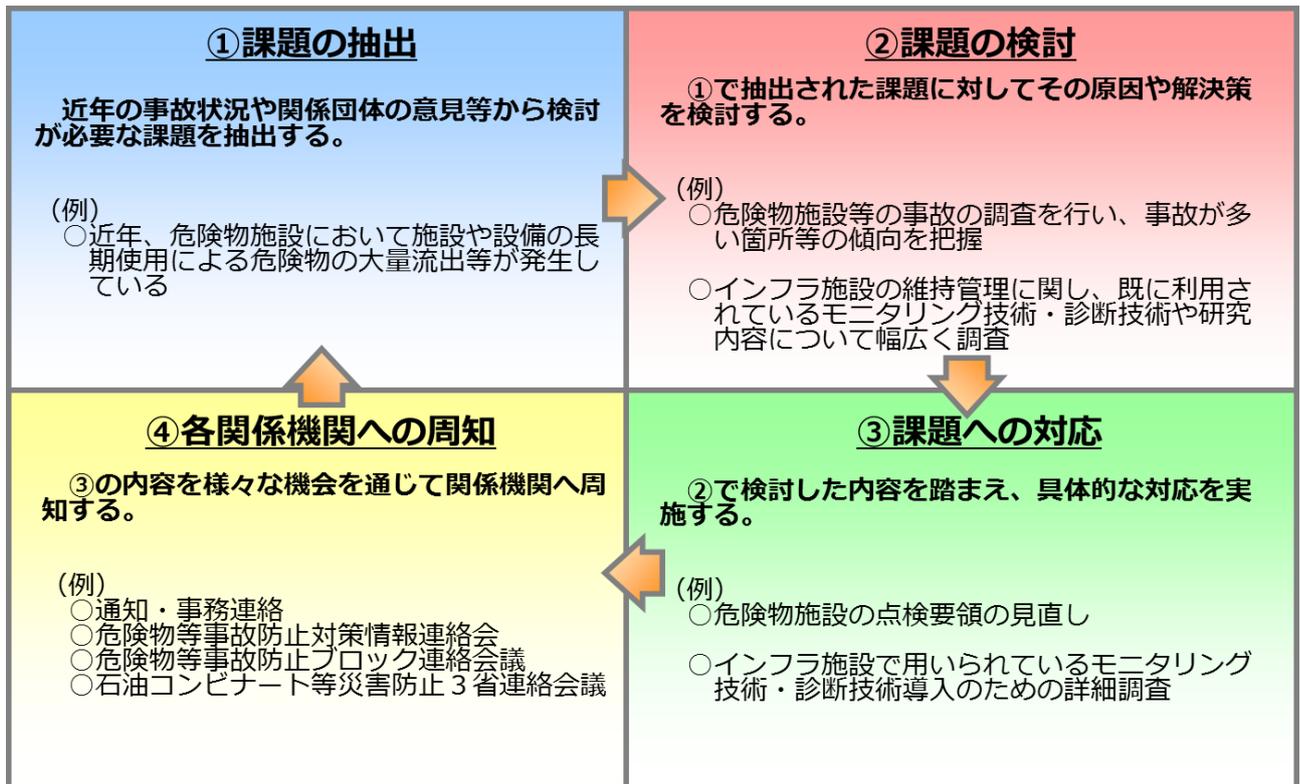


図 1 検討会の進め方のイメージ

2 各検討項目の概要について

(1) 危険物施設の定期点検について

危険物施設における事故は、危険物施設数が年々減少しているにもかかわらず、近年増加しており、特に経年劣化を原因とする流出事故等の増加が問題となっている。

この問題を解決するためには、危険物施設の維持管理の確実な実施が重要となるが、現在の危険物施設の定期点検では、主に「目視」により点検することとしており、点検結果の判定方法についても詳細は示されていない。

そのため、平成 30 年度は、事故防止の観点から定期点検を効果的に行うことができるよう、昨年度行った事故統計の分析結果を反映するとともに、実際に危険物施設の維持管理を行っている事業者のノウハウ等を調査し、各危険物施設におけるよりきめ細かい点検方法を検討する。

(2) モニタリング技術・診断技術の調査について

平成 29 年度は、危険物施設以外のインフラ施設の維持管理において既に利用されているモニタリング技術・診断技術や、現在研究が進められている内容について、幅広く調査を行った。

平成 30 年度は、昨年度に調査したモニタリング技術・診断技術や研究内容の中から、危険物施設のモニタリングや診断に適用可能性があるものをピックアップし、現状において適用できると考えられるものについては実装化の検討を進める。

また、研究中のものや検証等が必要なものについては、検討会内で企業から説明する機会を設け、意見交換等を行うこととする。

(3) 浮き屋根の安全対策について

平成 29 年 11 月 17 日付け消防危第 230 号「浮き屋根屋外タンク貯蔵所に係わる調査について(依頼)」を実施し、全国の浮き屋根式タンク約 2300 基のうち 48 基において浮き室(ポンツーン)に漏洩が見られたことを受け、浮き屋根の安全対策について検討を行う。